

平成 2 2 年八王子市公告第 1 6 0 号の一部を次のように改正し、平成 2 8 年 4 月 1 日から適用する。

平成 2 8 年 4 月 1 日

八王子市長 石 森 孝 志

改正後	改正前
<p>第 2 競争入札参加資格の申請</p> <p>2 申請の条件等</p> <p>(2) 業種ごとの条件</p> <p>登録申請時に、八王子市と契約する営業所において各業種ごとに別表2に記載した登録申請に必要な条件等を満たしていなければならない。</p> <p><u>経審必要業種に申請する場合、雇用保険法（昭和49年法律第116号）に規定する適用事業、健康保険法（大正11年法律第70号）及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に規定する適用事業所は、社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）に加入していることが前提となる。</u>また、申請に当たり必要とする経審の種類総合評定値P点を有していなければならない。</p> <p>第 5 競争入札参加資格の審査基準</p> <p>3 客観的審査事項及び主観的審査事項</p> <p>(1) 客観的審査事項</p> <p>ア 登録申請に経審を必要とする業種</p> <p>別表 2 において、各業種の登録申請に当たり必要としている経審の総合評定値 P 点（申請に有効な審査基準日の審査結果が複数あるときは直近のものとし、該当する業種が複数あるときは最も高い点数のもの）を客観点数とする。</p> <p><u>経審必要業種に申請する場合、雇用保険法に規定する適用事業、健康保険法及び厚生年金保険法に規定する適用事業所は、社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）に加入していることが</u></p>	<p>第 2 競争入札参加資格の申請</p> <p>2 申請の条件等</p> <p>(2) 業種ごとの条件</p> <p>登録申請時に、八王子市と契約する営業所において各業種ごとに別表 2 に記載した登録申請に必要な条件等を満たしていなければならない。</p> <p><u>なお、経審（雇用保険・健康保険・厚生年金保険のいずれかが未加入である者（ただし、いずれも適用除外である者を除く。）が、平成 24 年 10 月 17 日以降に登録申請する場合においては、平成 24 年 7 月 1 日改正後の新基準による経審）の審査結果については、申請日時時点で有効なものでなければならない。</u>また、申請に当たり必要とする経審の種類総合評定値 P 点を有していなければならない。</p> <p>第 5 競争入札参加資格の審査基準</p> <p>3 客観的審査事項及び主観的審査事項</p> <p>(1) 客観的審査事項</p> <p>ア 登録申請に経審を必要とする業種</p> <p>別表 2 において、各業種の登録申請に当たり必要としている経審の総合評定値 P 点（申請に有効な審査基準日の審査結果が複数あるときは直近のものとし、該当する業種が複数あるときは最も高い点数のもの）を客観点数とする。</p>

前提となる。

$$\text{※P点} = 0.25 X1 + 0.15 X2 + 0.2 Y + 0.25 Z + 0.15 W$$

その他社会性等による点数(W)

下記のW1からW9の合計した数値を別表11(10)にあてはめて得た評点をWとする。

ア W1は、別表11(1)1. 経審を必要とする業種により算出した数値とする。

イ W2は、別表11(2)により算出した数値とする。

ウ W3は、別表11(3)により算出した数値とする。

エ W4は、別表11(4)により算出した数値とする。

オ W5は、別表11(5)により算出した数値とする。

カ W6は、別表11(6)により算出した数値とする。

キ W7は、別表11(7)により算出した数値とする。

ク W8は、別表11(8)により算出した数値とする。

ケ W9は、別表11(9)により算出した数値とする。

4 経審不要業種の客観点数の算出方法

(5) その他社会性等による点数(W)

下記のW1からW4の合計した数値を別表11(5)にあてはめて得た評点をWとする。

ア W1は、別表11(1)**2. 経審を必要としない業種**により算出した数値とする。

イ W2は、別表11(2)により算出した数値とする。

ウ W3は、別表11(3)により算出した数値とする。

エ W4は、別表11(4)により算出した数値とする。

4 経審不要業種の客観点数の算出方法

(5) その他社会性等による点数(W)

下記のW1からW4の合計した数値を別表11(5)にあてはめて得た評点をWとする。

ア W1は、別表11(1)により算出した数値とする。

イ W2は、別表11(2)により算出した数値とする。

ウ W3は、別表11(3)により算出した数値とする。

エ W4は、別表11(4)により算出した数値とする。

別表11 評点W算出表

(1) W1点数の算出(労働福祉点数)

以下の計算式により算出した数値とする。

1. 経審を必要とする業種

$$W1 = A1 \times 15 - A2 \times 40$$

2. 経審を必要としない業種

$$W1 = A1 \times 15 - A2 \times 30$$

A1は次の③～⑤のうち、加入又は導入されているものの数

A2は次の①～②の加入していないものの数

① 雇用保険
② 健康保険及び厚生年金保険
③ 退職金一時金制度若しくは企業年金制度(厚生年金基金又は適格退職年金)
④ 法定外労働災害補償制度
⑤ 建設業退職金共済制度

(2) W2点算出表(営業年数)

年数	数値	年数	数値	年数	数値	年数	数値	年数	数値
35以上	60	29	48	23	36	17	24	11	12
34	58	28	46	22	34	16	22	10	10
33	56	27	44	21	32	15	20	9	8
32	54	26	42	20	30	14	18	8	6
31	52	25	40	19	28	13	16	7	4
30	50	24	38	18	26	12	14	6	2
								5以下	0

※ 営業年数は、申請者の創業から審査基準日までの営業年数とする。
ただし、営業休止期間は営業年数から控除しなければならない。

(3) W3点算出表(防災活動への貢献の状況)

防災協定の締結の有無	有	無
点数	15	0

※ 国、特殊法人等又は地方公共団体との間で災害時の防災活動等について定めた防災協定を締結している場合

(4) W4点算出表(法令遵守の状況)

法令遵守の状況	点数
無	0
指示をされた場合	-15
営業の全部若しくは一部の停止を命ぜられた場合	-30

(5) W5点算出表(建設業経理点数)

監査の受審状況点数 + 公認会計士等数点数

・監査の受審状況点数

監査の受審状況点数	点数
会計監査人の設置	20
会計参与の設置	10
自主監査	2
監査無し	0

・公認会計士等点数

以下の算出式で算出した数値を公認会計士等点数算出テーブルに当てはめて算出する。

算出式：(公認会計士等の数)×1 + (2級登録経理試験合格者数)×0.4

平均完成工事高	10点	8点	6点	4点	2点	0点
600以上	13.6以上	10.8以上 13.6未満	7.2以上 10.8未満	5.2以上 7.2未満	2.8以上 5.2未満	2.8未満
150以上600未満	8.8以上	6.8以上 8.8未満	4.8以上 6.8未満	2.8以上 4.8未満	1.6以上 2.8未満	1.6未満
40以上150未満	4.4以上	3.2以上 4.4未満	2.4以上 3.2未満	1.2以上 2.4未満	0.8以上 1.2未満	0.8未満
10以上40未満	2.4以上	1.6以上 2.4未満	1.2以上 1.6未満	0.8以上 1.2未満	0.4以上 0.8未満	0.4未満
1以上10未満	1.2以上	0.8以上 1.2未満	0.4以上 0.8未満	—	0.2	0
1未満	0.4以上	—	0.2	—	—	0

(6) W 6 点算出表(研究開発点数)

平均研究開発費	点数	平均研究開発費	点数
100億円以上	25	11億円以上12億円未満	12
75億円以上100億円未満	24	10億円以上11億円未満	11
50億円以上75億円未満	23	9億円以上10億円未満	10
30億円以上50億円未満	22	8億円以上9億円未満	9
20億円以上30億円未満	21	7億円以上8億円未満	8
19億円以上20億円未満	20	6億円以上7億円未満	7
18億円以上19億円未満	19	5億円以上6億円未満	6
17億円以上18億円未満	18	4億円以上5億円未満	5
16億円以上17億円未満	17	3億円以上4億円未満	4
15億円以上16億円未満	16	2億円以上3億円未満	3
14億円以上15億円未満	15	1億円以上2億円未満	2
13億円以上14億円未満	14	0.5億円以上1億円未満	1
12億円以上13億円未満	13	0.5億円未満	0

(7) W 7 点算出表(建設機械保有点数)

以下に該当する建設機械1台につき1点加算(最高15点)。

機種名	重量等
ショベル系掘削機	ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェ
ブルドーザー	自重が3トン以上のもの。
トラクターショベル	バケット容量が0.4立方メートル以上のもの。
モーターグレーダー	自重5トン以上のもの
大型ダンプ車	車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上
移動式クレーン	つり上げ荷重3トン以上のもの。

(8) W 8 点算出表(国際標準化機構登録点数)

国際標準化機構の登録状況	有	無
IS09001	5点	0点
IS014001	5点	0点

(9) W 9 点算出表(若年技術者育成確保状況点数)

若年技術者の育成及び確保の状況点数	該当	非該当
継続雇用(35歳未満が15%以上)	1点	0点
新規雇用(35歳未満新規が1%以上)	1点	0点

(10) 評点W算出

1. 経審を必要とする業種

$$\text{評点W} = (\text{W1} + \text{W2} + \text{W3} + \text{W4} + \text{W5} + \text{W6} + \text{W7} + \text{W8}) \times 10 \times 190 / 200$$

2. 経審を必要としない業種

$$\text{W評点W} = (\text{W1} + \text{W2} + \text{W3} + \text{W4}) \times 10$$

※ Wの評点が0に満たない場合は0とみなす。